第十号様式（第二十条関係）

標　　識

住宅宿泊管理業者登録票	
登録番号	国土交通大臣（　）第　　号
登録年月日	年　　月　　日
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
商号、名称又は氏名	
主たる営業所又は事務所の所在地	電話番号　（　）

30cm以上

35cm以上

第十一号様式（第二十三条関係）

（表　面）

第　　号　　年　月　日（有効期間１カ年）

写真

所属局部課名

職　　名

氏　　名

年　月　日生

住宅宿泊事業法第45条第３項において準用する同法第17条第２項の規定による

立入検査証

国土交通大臣　　印

（地方整備局長／北海道開発局長）

都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長　　印

6cm

8.5cm

（裏　面）

住宅宿泊事業法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第十七条　都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第四十五条　国土交通大臣は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　都道府県知事は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　第十七条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

第七十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五　第十七条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者